

一部事務組合下北医療センター議会第23回臨時会会議録

議事日程

平成25年6月28日（金曜日）午後2時開会・開議

第1 会議録署名議員の指名

第2 会期の決定

第3 議案一括上程、提案理由の説明

第4 議案審議（質疑、討論、採決）

（1）議案第5号 一部事務組合下北医療センター職員の給与の臨時特例に関する条例

（2）報告第1号 平成24年度一部事務組合下北医療センター予算繰越計算書

（3）報告第2号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて（平成24年度一部事務組合下北医療センター補正予算）

（4）報告第3号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて（青森県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体数の減少及び青森県市町村職員退職手当組合同約の変更について）

（5）報告第4号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて（青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の減少及び青森県市町村総合事務組合同約の変更について）

（6）議案第6号 一部事務組合下北医療センター職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（15人）

1 番	川 下	八十美	9 番	宮 野	昭 一
2 番	目 時	睦 男	1 1 番	吉 田	光 一
3 番	佐 賀	英 生	1 2 番	川 村	隆 之
4 番	濱 田	栄 子	1 3 番	八 戸	義 之
5 番	浅 利	竹 二 郎	1 4 番	金 森	一 規
6 番	大 瀧	次 男	1 5 番	竹 内	典 和
7 番	鎌 田	ちよ子	1 6 番	宮 川	尚 尚
8 番	岡 崎	健 吾			

欠席議員（1人）

1 0 番	岩 泉	盛 利
-------	-----	-----

出席説明員

管 理 者	宮 下	順 一 郎	むつ総合病院	田 中	宏 司
代表副管理者	金 澤	満 春	国民健康保険	佐 藤	信 彦
副 管 理 者	飯 田	浩 一	大間病院事務	橋 本	敬 司
副 管 理 者	太 田	健 一	国民健康保険	山 本	信 哉
代表監査委員	阿 部	昇 美	川内診療所事務	坂 本	淳 夫
むつ総合病院	佐 藤	重 明	国民健康保険	畑 中	能 文
事業本部事務局長	飛 内	導 幸	国協野沢診療	中 村	正 和
むつ総合病院	嶋 澤	信 重	国民健康保険	星 柳	久 昌
事務局長	大 芦	清 重	東通地区診療	柳 谷	昌 人
むつ総合病院	工 藤	初 男	地区診療所		
監 監	木 村	雅 敏	佐井地区診療		
むつ総合病院	吉 田	真	監事 査務 委員 局長		
課 長			監事 査務 委次 員長		
むつ総合病院					
院長					
事務局長					
兼 幹					

出席事務局職員

事業本主幹	松 山	勝	事業本主幹	高 田	耕 次
事務局総括	工 藤	大 介	事務局本主幹	柳 田	雄 規
事務局本係部長	奥 島	敏 博	事務局本主幹	仁 木	陣

◎開会及び開議の宣告

午後 2時02分 開会・開議

○議長（鎌田ちよ子） ただいまから一部事務組合下北医療センター議会第23回臨時会を開会いたします。

ただいまの出席議員は15人で定足数に達しております。

これから本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（鎌田ちよ子） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第82条の規定により、2番目時睦男議員及び11番吉田光男議員を指名いたします。

◎日程第2 会期の決定

○議長（鎌田ちよ子） 次は、日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1日としたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鎌田ちよ子） ご異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決定いたしました。

◎日程第3 議案一括上程、提案理由の説明

○議長（鎌田ちよ子） 次は、日程第3 議案一括上程、提案理由の説明を行います。

議案第5号、報告第1号から報告第4号まで及

び議案第6号を一括上程いたします。

管理者から提案理由の説明を求めます。管理者。

（宮下順一郎管理者登壇）

○管理者（宮下順一郎） ただいま上程されました2議案、4報告について、提案理由及び内容の概要をご説明申し上げ、ご審議の参考に供したいと存じます。

まず、議案第5号 一部事務組合下北医療センター職員の給与の臨時特例に関する条例についてであります。本案は国の要請に基づき、本年7月から来年3月までの9カ月間、医師、歯科医師を除き、事業本部事務局、むつ総合病院、川内診療所及び脇野沢診療所に勤務する職員の給料月額及び管理職手当を減額するためのものであります。

次に、報告第1号 平成24年度一部事務組合下北医療センター予算繰越計算書についてであります。これはむつ総合病院の災害拠点病院等自家発電設備整備事業について、工事現場の湧水と低温が続いたことにより工事におくれが生じ、平成25年度に繰り越したので、地方公営企業法の規定に基づき報告するものであります。

次に、報告第2号についてであります。本報告は平成24年度一部事務組合下北医療センター補正予算でありまして、収益的収入において、むつ総合病院では決算見込みにより救急医療の確保に要する経費として市町村負担金を増額しておりますほか、川内診療所、大畑診療所及び脇野沢診療所では経営健全化計画の達成のため市町村補助金を増額しております。また、収益的支出において、むつ総合病院では決算見込みにより薬品費及び診療材料費を増額しておりますほか、特別損失を追加しております。

次に、報告第3号及び第4号についてであります。これら2報告は青森県市町村職員退職手当組合及び青森県市町村総合事務組合から、両組合

の構成団体であります黒石地区消防事務組合が解散することに伴い、組織する地方公共団体数の減少及び規約の変更について協議がありましたので、専決処分したものであります。

次に、議案第6号 一部事務組合下北医療センター職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例についてであります。本案は国の要請に基づき給与減額措置を実施する佐井村に準じて、現在減額を実施しております佐井歯科診療所に勤務する職員の給料月額について、本年7月から来年3月までの9カ月間、減額割合を引き上げるためのものであります。

以上をもちまして、上程されました2議案、4報告について、その大要をご説明申し上げましたが、細部につきましては、議事の進行に伴いましてご質問により詳細ご説明申し上げます。

何とぞ慎重ご審議の上、原案どおり御議決及びご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（鎌田ちよ子） これで提案理由の説明を終わります。

ここで議案熟考のため10分間休憩いたします。

休憩 午後 2時07分

再開 午後 2時17分

○議長（鎌田ちよ子） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第4 議案審議（質疑、討論、採決）

○議長（鎌田ちよ子） 次は、日程第4 議案審議を行います。

◇議案第5号

○議長（鎌田ちよ子） まず、議案第5号 一部事務組合下北医療センター職員の給与の臨時特例に関する条例を議題といたします。

質疑の通告がありますので、発言を許可します。

2番目時睦男議員。

○2番（目時睦男） 議案第5号 一部事務組合下北医療センター職員の給与の臨時特例に関する条例について、5点にわたって質問をさせていただきますが、先ほど上程になりました議案第6号についても密接に関連する事案でありますので、一括して含めて質問をさせていただきたいと思いますが、冒頭議長のほうからのお諮りをお願いしたいと思います。

○議長（鎌田ちよ子） よろしいです。

○2番（目時睦男） それでは、お許しが出ましたので、議案第5号と6号について5点にわたって質問をいたします。

1つは、先ほどの提案理由の中にあるわけですが、今回の職員の削減の措置については国からの、具体的には総務大臣からの要請との受けとめ方をしているわけですが、国からの要請を管理者がどのように受けとめて今回の提案になったのかについて、具体的な説明をお願いしたいと思います。

2点目は、提案理由が国家公務員の給与減額支給措置に準じて減額するためとのことであります。ご承知のように、国は国家公務員の給与を7.8%減額した後のラスパイレス指数100以上の自治体に100までの減額を要請したとの報道があるわけです。今回の条例提案は国からの要請に応えたものとのことでありますので、国家公務員給与との比較数値を具体的に説明をお願いしたいと思います。

また、関連して今回の条例については大間病院が含まれておりません。大間病院の場合には国家公務員給与を下回っていないとの理解でよろしい

のかどうか、この点についてもあわせてご説明願いたいと思います。

3点目は、院長ほか医師の方々についてはこの条例の適用がされていない内容になっておりますが、その具体的な理由をお聞かせ願います。

4点目は、給与の削減をしなかった場合、国からのペナルティーがあるのか否か。

5点目は、削減によって職員の仕事に対する士気と地域経済に与える影響をどのように考えているのかお聞きをしたいと思います。

それと関連するわけでありますが、今回の給与削減に当たっての本議会に上程される以前には労使協議がなされたものと理解をするわけでありますが、その労使協議の交渉の経緯を含めて、具体的な内容についてご説明をお願いいたします。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（鎌田ちよ子） 管理者。

○管理者（宮下順一郎） 日時議員のお尋ねにお答えをいたします。

6点ほどありましたけれども、私の答弁と、そしてまた担当のほうからの答弁と、このようにさせていただきたいと、こう思います。

まず、1点目の総務大臣の要請をどのように受けとめ、そして提案に至ったのかということでございますけれども、前段に総務大臣からの要請文、これをちょっとご紹介をさせていただきたいと、このように思います。政府におきましては、このたび公務員の給与改定に関する取り扱いについて閣議決定いたしました。その中では、国家公務員の給与減額支給措置を踏まえ、各地方公共団体において速やかに国に準じて必要な措置を講ずるよう要請することとした。そして、現下の最大の使命である日本再生に向けて、国と地方が一丸となってあらゆる努力を結集する必要がある中、当面の対応策として平成25年度に限って緊急にお願いするものであります。この現下の最大の使命と

いうふうなのは、東日本大震災、この部分についての支援というふうなことが大きく含まれておるわけでございます。この要請文、この部分において今回の給与の減額につきましては、東日本大震災を契機として防災、減災事業に積極的に取り組むため、また長引く景気の低迷を受けて一層の地域経済の活性化を図るために、地方公務員の皆さんも協力してくださいという趣旨でございます。

私は、職員の皆さんの給料を減額することは非常に心苦しいというものでありますが、その減額分が地域の元気づくりのため、そしてまた東日本大震災、国家を挙げて取り組んでいる、そういうふうな部分において使われるということでありますので、今回は職員の皆さんにもご協力をしていただきたいというふうなことで、この要請を受け入れて提案をさせていただいた次第でございます。

地方公共団体、一部事務組合でございますので、この部分についての見解がこの部分でも総務省のほうから示されておるところでございます。この部分につきましては、ご紹介をいたしますけれども、一部事務組合の給与削減については国としてどのように考えているかと、一部事務組合も地方公共団体であり、今回の要請に対応して取り組んでいただきたいというふうなことでの総務省からの部分の通達と申しますか、反応がございました。そういうふうなことで、この部分につきましてはぜひともご理解をいただきたいと、このように思います。

続きまして、3点目の院長ほか医師が含まれていないが、その理由を説明願うということでございますけれども、当下北地域は青森県で、既に皆様同じ認識であろうと思います、非常に医師が不足している地域でありまして、医師供給元である弘前大学から最も遠い地域であると、待遇面においては県内のどこの病院よりも厚くするというこ

ととしております。今回の給与減額につきましては、県内の市立病院の多くが医師について減額しないとのことでありますので、当組合も同様の取り扱いをしたというところでございます。

ペナルティーがあるのかというお尋ねでございますけれども、ペナルティーという形でははっきりとは出てきませんけれども、当然その部分においては地方交付税、この部分を算定する中で、その基準の中で減額されているのかどうか、減額をされてもう地方交付税が入ってくることとなりますので、この部分では減額されるということでございますので、当然その部分ではペナルティーという表現は、具体的にというふうなことになるかなかなか出てきませんけれども、具体的には地方交付税算定の中で病院への交付税が減額になるということになりますので、当然その部分を見ていかなければならないと、この部分についても担当のほうから詳しくご説明をさせます。

削減よっての職員のモチベーションの問題、そしてまた地域経済に及ぼす影響、これをどのように考えているのかというお尋ねでございますけれども、この部分においては職員の仕事に対する士気という、この部分につきましては、私は今前段でご説明申し上げましたように、日本国がござって東日本大震災、これに対応していかなければいけないという政府の方針、内閣の方針、総務大臣の要請文、そういうふうなものを踏まえますと、これは万やむを得ないというふうな思いをいたしております。そして、その減額した部分は防災、減災、これは東日本大震災のこのことを踏まえての防災、減災、その事業のために、そしてまた地域の元気づくりのために財源とするというふうなことでございますので、給与の減額については職員の皆さんにはある程度理解していただけるものと、このように思っております。

また、その部分では看護師さんのそういうふう

な方々のモチベーションの部分、ご心配をなさっているものと、このように思いますけれども、看護師さんたちは人の命、人の健康、そういうふうなものの崇高な精神のもとにこの職についておると、私はそのように信じておまして、この部分においてはそういうふうな前段でお話をした部分を十分ごしんしゃくいただいて、ご理解をいただけるものと、このように思っております。

また、地域経済、この部分についてはどのような影響が出るのかということは、むつ市のほうも決定をいたしました。そういう部分では、少なからず影響が出てくるものと、私はそのように考えておりますけれども、繰り返すようでございますけれども、東日本大震災、この部分での防災、減災、そういうふうなことに向けていくという、国、国民が一致してこれに取り組む大きな事柄でございますので、全くなしとは言えませんが、アベノミクス、最近のアンケートをとりますと昨年と比べて非常に消費性向と申しますか、そういうふうなところが上向いているというふうなところもありますので、決してないとは言えないわけでございますけれども、少なからずあるものと、このような認識をしておりますけれども、何とかここを乗り越えていきたいと、こういうふうな思いでこれからも市としても経済対策というふうなこともとっていかねばいけないし、またこの部分でのご理解もいただきたいと、このように思うところであります。

そのほかにつきましては担当からお答えいたします。

○議長（鎌田ちよ子） 飛内事業本部事務局長。

○事業本部事務局長（飛内導明） 管理者答弁に補足させていただきます。

日時議員ご質問の2点目のラスパイレス指数の関係でございますけれども、この指数は地方公務員と国家公務員の一般行政職の平均給与額の比較

でございます、当組合はほとんどが医療職でございますので、ラスパイレスの国からの基準が示されておりませんので、計算されておりません。ただ、先ほど管理者が申しましたけれども、一部事務組合は構成市町村の取り組み状況を踏まえて、構成市町村との均衡の中で検討していただきたいという総務省からの質疑に対する回答が出ております。

また、大間病院の職員の関係でございますけれども、この条例の減額対象職員には含まれていませんけれども、現在大間町ではこの給与の減額について検討中ということで、結論がまだ出ておりませんので、今回の提案には至っておりません。また、国家公務員給与との関係ではありませんことをお伝えいたしたいと思えます。

次に、4点目の給与削減をしなかった場合のペナルティーについてですけれども、先ほど管理者が特に直接的なペナルティーはないというお答えをいたしました、当組合の診療施設に対しては赤字分を所在市町村から市町村負担金として繰り入れしていただいております。その繰り入れの財源には税金も含まれておりますことから、もし給与の削減をしなかった場合は、その分繰り入れも減らすことができないということになります。また、給与をもし削減するということがあります、地方公営企業法に基づいた繰出金の算定について、病院職員の給与費も対象となるため市繰出金が減額されるということになります。

最後の6点目の組合交渉の関係でございますけれども、その交渉の経緯についてご説明いたします。まず初めに、職員組合に対し5月29日付で文書により給与減額の申し入れを行っております。次に、むつ市の組合交渉の動向を確認しております、その後当職員組合で承諾いたしました6月11日に第1回目の交渉を予定していたのですが、職員組合のほうで同じ時間、同じ場所で職

場集会を設定いたしまして、組合員に対し給与減額の内容について説明せよという要求がありまして、あくまでも交渉を行いたいという旨、職員組合に申し入れいたしました。その後、組合員に発言させないので、同席することを認めてほしいとの職員組合の要求を受け入れ、その日は給与減額の申し入れの説明だけで終わりました。そして、6月13日に正式に第1回目の交渉を行いましたけれども、職員組合からは給与は減額するなという要求でありまして、その後何も進展しなく、第1回目の交渉は終わっております。

2回目の交渉を早く行いたい旨、職員組合に申し入れいたしましたけれども、組合の執行部に三交代勤務者が多く、都合がなかなかつかなくて、6月18日の午前7時から2回目の交渉を行っております。そのときもやはり職員組合からは給与は減額するなと、もしやるとしても医療職給料表(3)、これは看護師の給料表ですけれども、給料月額については5級まで低い減額率でできないかという要求がありまして、この5級といいますと看護師長を含む課長級の管理職までということになりますので、こちらの申し入れと余りにも差が大きかったものでして、合意することは困難だと判断いたしまして、その後の交渉を断念しております。

以上です。

○議長（鎌田ちよ子） 2番目時睦男議員。

○2番（目時睦男） 再質問をさせていただきたいと思えますが、3点ほどお聞きをいたします。

先ほどの管理者答弁、補足答弁も含めて、自治体の職員の一般職の場合には国からの要請が国家公務員が7.8%減額をいたしました。ラスパイレでそれを上回っている分については減額を要請されておりますと、このこととありますが、医療センターの分については各自治体の負担金の部分等々含めて国からの要請を受けざるを得ないとい

う、こういう趣旨での答弁でありました。そういう意味では国からのペナルティーはないのだと、こういうことでの受けとめ方をするわけですが、実は地方交付税の取り扱いの分について、国は交付税の交付に当たっては地方自治の本旨を尊重し、条件をつけ、またはその用途を制限してはならないと地方交付税法第3条でうたっているわけでありまして。したがって、国と地方との対等な関係をゆがめるものだと、このように私は理解をせざるを得ない。そしてまた、このようなことが今国と地方との関係、地方分権が声を高く叫ばれている状況の中にいた場合に、このことが地方分権にブレーキがかかっていく、またそういう国からの要請という分については問題意識を持たざるを得ない、このようなことにもなるわけでありまして。そういう点について管理者はどのような受けとめ方をしているのか、再度お聞きをしたいと思います。

さて、我が下北医療センター、とりわけむつ病院の状況についてお話をさせていただきながら見解を求めたいわけですが、むつ病院は過去に7年間にわたって第5次の病院事業経営健全化計画を実施をしてきました。その大きな要因の中には不良債務の解消を図っていくというのが大きな命題であります。そういう中で、医療センターの経営健全化計画の実施をしてきたわけですが、その実施過程において独自の職員給与の引き下げも行ってきたわけでありまして。加えて今回の減額するということになれば、看護師等の要員確保に少なからず影響を及ぼし、加えて現在10対1の看護基準が7対1に移行することがますます困難になってくるというようなことが明々白々の状況であります。10対1から7対1にすることによって、3億2,000万の国からの財政的な病院についての恩恵があるわけですが、10対1から7対1にする、そしてまた看護師が不足したこ

とによって10対1に戻さざるを得ない、こういう今日状況の中で、3億2,000万の減収になっているというような状況の中で、経営の悪化が懸念をされてきているわけでありまして。この点についてどのように認識しているのかお伺いをします。

特に今回の給与削減の状況を見ますと、私の捉えている分で行きますと、特に医療職の部分について県内で青森、八戸、黒石市が削減の見合わせをするという状況でありますし、十和田市は医師の2%削減も含めた実施というような状況になっているようであります。とりわけ、先ほど管理者もおっしゃいました医師の部分についてはこの下北に、むつ病院に来ていただくという部分からすると、この地域の状況からいって給与の削減を避けることによって医師の確保につなげていきたいという。私は、この10対1から7対1に戻っていききたいという状況はあるけれども、看護師不足からその道をとることは困難だという状況になった場合に、先ほどの繰り返しになりますが、看護師の要員確保という分については大変な状況に私は今後なっていくのではないかという懸念をしているわけでありまして。そういう点で、この議案の部分について再度、そのような状況も含めてどのように認識をしているのかお聞きをしたいと思います。

以上について見解をよろしくお願ひいたします。

○議長（鎌田ちよ子） 管理者。

○管理者（宮下順一郎） 大きく2つの再質問かと認識をいたしました。

まず、ペナルティーの問題ですけれども、ペナルティーの部分、先ほど1回目の答弁でむにゃむにゃいたしましたけれども、ございますというふうな言い方をしたほうがわかりやすいのかなと、このように思います。ペナルティーは私があると、こういうふうな形でお伝えをしたいと思います、このよう

に思います。つまり地方交付税、この部分でむつ市に入ってくるもの、これも算定されて繰り出しをしておるわけでございますので、これらについては本当に圧力として私は感じております。

先般も青森県のほうから、むつ市と、そして医療センターの財政担当が説明を求められました。この部分でまた非常に厳しい指摘をされておるわけでございます。若干この部分をご紹介をさせていただきたいと、こう思いますけれども、非常に厳しい部分でありまして、まずむつ病院、そしてまたむつ病院というよりもむつ市が抱えている3診療所の24年度末の不良債務がまだ21億円超えていると、この措置をどうするのかと、そしてまた債務負担行為が三十数億円むつ市が組んでいる、そういうふうなことをどうするのか、一方で医療機器等を今度は揃えていかなければいけないし、病棟の部分についても老朽化している、そういうふうな部分の財源手当てをどうするのかと、そういうふうなことを厳しく指摘をされております。この部分において、やはり先ほど目時議員が地方自治のあり方、本質論をお話なさいましたけれども、むつ市、また構成市町村及び下北医療センターが独立して補助金も要りません、みずからの力でこれらに対応することができるというふうな、それだけの財政力、つまり体力があるならば、総務大臣からの要請、国からの圧力を突っぱねても、これは私は職員の皆さん方の立場、この部分を守らなければいけません。そういうふうに思いますけれども、いかんせんまだまだ今お話をしましたように財政的に緊迫感、また増してきているというふうなことはお伝えをしなければいけないと、このような思いをいたしております。

先ほどもお話をしましたように、一部事務組合も地方公共団体であり、今回の要請に対応して取り組んでいただきたいと、そして一部事務組合の職員の場合も同様であり、構成団体の取り組み状

況を踏まえ、それとの均衡の中で検討いただきたいというふうな総務省からの質疑に対しての答弁、この部分もあるわけでございます。また、地方自治のあり方、自治体のあり方、これは特別地方公共団体でございますけれども、お話をいたしました。その部分での理念というふうなのは、私は目時議員と共通するものがありますけれども、いかんせんないものはないわけでございます。それだけの不交付団体とかさまざまな部分で財政的な力が、体力があるならば、これは真っ向からぶつかってもいいわけでございますけれども、いかんせんその部分において頼らなければいけないのは国の財源であり、県の財政的な部分の支援であるというふうなことをご理解をいただきたい。この部分においては、全国市長会また東北市長会を通じまして、地方分権の流れに反し、地方の財政自主権を侵すものであり、まことに遺憾であり、そしてその部分において決議をなし、地方六団体の形で国、政府に対して申し入れをしたところがありますけれども、この部分においては2013年度の交付税減額を明記した改正地方交付税法が3月に成立し、これを反映した2013年度本予算が5月に成立をしていると、この部分において本年度の地方交付税は減額されて交付される、このことになっているわけですので、地方交付税は地方公務員給与の原資、給与を減額しなければ他の行政経費を削らなければならないという、そういうふうな現実的な視野もご理解をいただきたいと、このように思います。

2点目のむつ病院の第5次計画、この部分についての取り組みをしてきたのだと、これも十分私この職について感じたことは、非常に病院側も職員の皆様方に大変とご負担をかけ、ご苦勞をかけたというふうなことは認識を十分持っております。そういうわけで私自身も給与の削減をずっと続けてまいりました。そして、それに代えてむつ

病院の経営も少しずつ改善をされ、まだまだでございますけれども、これからもっと頑張ってもらいたいというふうなことですけれども、給与の削減はそこである程度打ち切りをし、私この職についてから管理職手当も復活をさせていただきました。そういうふうなところで、できるだけ削減とかいうふうなことは考えないでいきたいなと、こういうふうに思いましたけれども、今の国の姿勢、こういうふうなことを考えますと万やむを得ない措置であると、こういうふうにありますので、ご理解をいただければなと、このように思います。

下北医療センターの健全化ということは、まだ道半ばでございます。そういうふうなことでさまざまな医療機器、そして病棟の建てかえ、そういうふうなものもございます。そういうふうなことを考えるならば、今ここはじっと台風ができるだけきつと通り過ぎてもらえればなと、こういうふうな国からの圧力、これははっきりございますので、今後特別交付税の問題、そういうふうなところでもこの医療センターのあり方、やはりこの医療センターは県南、そしてまた津軽、そして下北、この3局の中で医療センター、医療を考えてもらわなければいけないときになってきております。非常にフルセットで治療が行えるのはむつ総合病院だけでございます、下北半島で。そこに財政的な支援をこれからお願いをしていかなければいけない段がこれから生じてきておりますし、もう総務省のほうにはさまざまな形でお願いをしているわけでございます。この部分で、国の姿勢に反してこういうふうな減額措置をとらないのかというふうなこと、言われてしまうとへこんでしまうような状況にならざるを得ないということでございますので、この部分でもご理解をいただければなと、このように思います。

看護師さんのことにつきましては、非常に心苦しゅうございます。要員確保という目時議員のそ

の理論も十分わかりますけれども、先ほど1回目の答弁でお話をしましたように、崇高な精神で人の命と健康を守るというふうな、その職についておられるわけでございますので、その部分には私にご期待を申し上げ、その場で頑張ってください、そしてまた嵐が通り過ぎるまでひととき我慢していただいて、相努めていただきますよう心からお願いを申し上げたいと、このように思います。

以上でございます。

○議長（鎌田ちよ子） 2番目時睦男議員。

○2番（目時睦男） 3回目の質問になりますが、今管理者が答弁をしていただきました。私は、とりわけむつ病院も先ほども申し上げましたが、独自の職員の給与の削減を過去に数回行ってきました。その職員からしますと、血のにじむような状況の中での決断をし、我慢をしてきた、その結果がむつ病院の赤字解消に結びついて、今日にあるわけであります。今医師の方々の確保という部分については、私は十二分に理解をするわけですが、しかし一方では看護師の方々を含めた、医療圏を守る、市民、郡民の命を守るという、その先頭に立って医師の皆さん、加えて看護師の皆さんが頑張っているこの状況をつくり出していくということについては、医師の皆さんはいいけれども、看護師は我慢せよと、こういうふうなことは、医療の確保につながるものでありましょか、私が独自の削減をしてきたことに報いるという1つの大きな期待をせざるを得ない。来年の4月1日以降の状況の中で、先般もむつ市の議会の中で、市長はラスパイレスにむつ市の下がった状況の中については回復の努力をしていくという理事者の答弁をしております。むつ病院をはじめとした医療職の方々の今後の部分については、この給与の回復という部分についてぜひとも努力をしていただきたい、このようなことを思うわけであります。

特に今回の5号の提案は、数字でいきますとむ

つ市の一般職員の削減率と同じであります。佐井の部分については一般職の削減率は承知をしていませんから、2.5%の削減については一般職との比較は今現在私はできないわけではありますが、そういう状況等々を含めたときに、医療を守るという点での管理者を含めた、副管理者も含めた今後の決意というものについてお聞きをして質問を終わりたいと思います。

○議長（鎌田ちよ子） 管理者。

○管理者（宮下順一郎） 国の方針は来年の3月までご理解をしていただきたいというふうなことでございますので、この給与削減はただいま上程、今の議案、そしてまた次に続く議案も来年の3月限りというふうなことで限定をされておりますので、この部分についてはこれからの国の動向等をしっかり見きわめながら、また我々が所属しております全国市長会、全国町村会、その部分の中で訴えをしていくというふうなことには共通して取り組んでいきたいと、このように思います。できるだけ給与を下げたくないというふうなことは、これは共通しておるといふことは先ほどお話をいたしました。この部分においては努力をしていきたいと、しかしながら先ほどお話をしましたように、むつ病院のほうは回復をしておりますけれども、まだまだ市からの繰り出し、財政的な支援、そういうふうなものがなされなければ赤字になってしまいそうな、まだまだ財政基盤がぐらぐらしております。まして、下北医療センター全体を捉えるならば、3つの診療所の不良債務が24年度末で21億円を超える、まだ巨額の不良債務が残っております。さらに、むつ病院に対しては、むつ市のほうの話なのですけれども、債務負担行為として三十数億が残っている。それぞれの構成市町村の財政を勘案しながら、そして病院の経営もしっかりと考えていかなければならないと、気持ちは目時議員のお話の内容は十分理解を

しておりますけれども、はっきり言ってない袖は振れぬというふうなこと、そしてまた非常に財政的に脆弱な基盤の上にそれぞれの市町村も成り立っておりますし、またむつ病院も、そしてまた下北医療センターもそのぐらぐらしている状況の中で何とか日々、そして1年1年、そして2年、3年というふうな長い部分の中でも経営を続けているというふうなこと、看護師さん、そしてまたドクターについてもこの部分のご理解をいただき、院長はじめドクターの方々にはできるだけ病院の経営の部分についてもご理解をしていただくような、現在さまざまな部分で院長が中心となつてご説明をしているということも伺っておりますので、その部分においては看護師さん方も力を合わせて努力をしていただければなど、このように思うわけでございます。ただただ給与削減、この部分の対象の方々には私は頭を下げざるを得ないということでございます。

以上です。

○議長（鎌田ちよ子） これで目時睦男議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。6番大瀧次男議員。

○6番（大瀧次男） 目時議員の質疑と重複する部分がありますけれども、先ほど管理者は職員の給与を下げるといふことは非常に断腸の思いだと、ただし国からの要望があるということで答弁がございました。しかし、この中で職員の給与と看護師さんの給与は削減と、医師、歯科医師の給与は削減しないと、そしてまたその答弁の中に医師不足、そしてまた県内の公立病院全てが医師、歯科医師の給料を削減しないのだという答弁がございました。しかし、今回の措置は東日本の復興という大きな問題でございます。そしてまた、全国の国家公務員、そして地方公務員の給与を削減しましょう、そしてその復興に充てましょうという大

きな問題の中で、では同じ東北の人間として、そして同じ東北の病院に勤める仲間として、では医師だけはいいのかという、私は非常にここに疑問を感じております。確かに医師不足、そういうのは、もうこの下北、大変なことは十分わかっております。しかし、慢性的に看護師不足というの也被言われております。職員、看護師は、ではいつでも補充できるのかということにもなりかねません。そこで、やはりむつ市は東日本復興のために職員もそうだし、医師も削減したのですよというふうな強い意志の中で、そういう決め事もあるのではないかと、こう思いますけれども、管理者にもう一回聞くというのもなんですけれども、私はそういう面で今回の医師と歯科医師、削減を除外するというのは非常にどうかと、このように思います。答弁は要りません。

以上です。

- 議長（鎌田ちよ子） ほかに質疑ありませんか。
9番宮野昭一議員。
- 9番（宮野昭一） 7月1日から来年の3月31日まで削減するということの提案ですけれども、これこのとおり、提案のとおり削減した場合、トータルで人件費がどの程度計画で浮かされるのか、その計画をもし、つかんでいたらお知らせ願いたいのですが。
- 議長（鎌田ちよ子） 事業本部事務局長。
- 事業本部事務局長（飛内導明） お答えいたします。
給料月額、それから管理職手当等を含めて、総額で4,145万円の減額となります。
- 以上です。
- 議長（鎌田ちよ子） ほかに質疑ありませんか。
15番竹内典和議員。
- 15番（竹内典和） センター議会に提案する前に執行部と現場との話し合い、何回か行っているわけですが、そこでのいいところで妥協点を見

出してこないとかなり議会がもめるわけですよ。もっともっと話し合いして、現場の声聞いて、一線を出せなかったのか、その辺どうなのでしょう。

- 議長（鎌田ちよ子） 管理者。
○管理者（宮下順一郎） 竹内議員にお答えいたします。

執行部と組合のほうだと思いますけれども、その考え方でよろしゅうございますか。組合との交渉は、先ほど担当からお話をいたしましたようにさまざまな形でアプローチをいたしました。しかしながら、妥結までいかなかったというふうなことでございます。もう一度答弁をさせますけれども、その部分では我々としては誠意を持って話し合いをしたいというふうなことでございましたけれども、なかなかこの部分には妥結に至らなかったと。

ちょっとまた1つ離れますけれども、むつ市の場合は妥結したというふうな形でご認識をさせていただいてもよろしゅうございます。その部分では、それぞれやはり職員組合がありますので、我々提案する前にその動きをとって、ご理解をさせていただくような取り組みをしてきたところでございます。

詳細につきましては、先ほどの答弁と繰り返しになりますけれども、改めて答弁をさせます。

- 議長（鎌田ちよ子） 飛内事業本部事務局長。
○事業本部事務局長（飛内導明） 管理者答弁に補足いたします。

確かに職員組合と妥結に向けていろいろ交渉を重ねましたけれども、先ほど説明したとおり、組合の要求とこちら側の提案との差が非常に大きく、なかなか縮まらなく、そして提案するまでの時間が少なくなりまして、交渉を断念したということでもあります。

以上です。

○議長（鎌田ちよ子） 15番竹内典和議員。

○15番（竹内典和） 現場のほうできちんと話ができている、先ほど管理者が説明いたしましたけれども、あのぐらい詳しく説明しますとみんな納得できる部分も出てくると思うのです。それができないから、こうごちゃごちゃ、ごちゃごちゃ問題が出てきているわけだから、提案する前にきちっと一線を引いて、妥協点が見出せると思うのですけれども、確かに時間がなかったからそうなったかもしれませんけれども、ぜひそういうことを、こまいところまで煮詰めて提案していただきたいと思います。

○議長（鎌田ちよ子） ほかに質疑ありませんか。
（「なし」の声あり）

○議長（鎌田ちよ子） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありますので、発言を許可します。2番目時睦男議員。

（2番目時睦男議員登壇）

○2番（目時睦男） 議案第5号 一部事務組合下北医療センター職員の給与の臨時特例に関する条例について反対討論を行います。

本案は、震災からの復旧、復興財源とするため、国家公務員の給与、期末手当などの削減措置に準じ、国からの要請を理由に、大間病院、医師、歯科医師を除く職員の給料月額を1.95%から4%、管理職手当を10%削減するためのものです。このことについては地方六団体からの強い反発や与党内部からの懸念にもかかわらず、国家公務員で行われている給与の臨時削減を地方公務員にも要請することを1月24日に閣議決定したことが背景にあり、要請に従わない場合、地方交付税削減という手法を用いることは、自治体の固有財源である地方交付税を国の政策目的達成のための手段として使うことは、国は交付税の交付に当たっては地方自治の本旨を尊重し、条件をつけ、ま

たはその用途を制限してはならないとする地方交付税法第3条はもとより、地方分権にも逆行することであり、加えて経営健全化計画の実施過程における独自の給与削減を行ってきたにもかかわらず、さらなる給与の減額は職員の生活を脅かすばかりでなく、看護師の要員確保や地域経済にもマイナスの影響を与えることから、本案に反対いたします。

議員皆様方のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（鎌田ちよ子） これで討論を終わります。
これより採決に入ります。

議案第5号につきましてはご異議がありますので、起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立者10人、起立しない者2人）

○議長（鎌田ちよ子） 起立多数であります。よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

◇報告第1号

○議長（鎌田ちよ子） 次は、報告第1号 平成24年度一部事務組合下北医療センター予算繰越計算書を議題といたします。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鎌田ちよ子） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

報告第1号につきましては文書のとおりでありますので、ご了承願います。

◇報告第2号

○議長（鎌田ちよ子） 次は、報告第2号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについてを議題といたします。

本案は、平成24年度一部事務組合下北医療セン

ター補正予算について報告及び承認を求めるものであります。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(鎌田ちよ子) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(鎌田ちよ子) ご異議なしと認めます。よって、報告第2号は原案のとおり承認されました。

◇報告第3号

○議長(鎌田ちよ子) 次は、報告第3号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについてを議題といたします。

本案は、青森県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体数の減少及び青森県市町村職員退職手当組合規約の変更について報告及び承認を求めるものであります。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(鎌田ちよ子) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(鎌田ちよ子) ご異議なしと認めます。よって、報告第3号は原案のとおり承認されました。

◇報告第4号

○議長(鎌田ちよ子) 次は、報告第4号 専決処

分した事項の報告及び承認を求めることについてを議題といたします。

本案は、青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の減少及び青森県市町村総合事務組合規約の変更について報告及び承認を求めるものであります。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(鎌田ちよ子) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(鎌田ちよ子) ご異議なしと認めます。よって、報告第4号は原案のとおり承認されました。

◇議案第6号

○議長(鎌田ちよ子) 次は、議案第6号 一部事務組合下北医療センター職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(鎌田ちよ子) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論の通告がありますので、発言を許可します。2番目時睦男議員。

(2番目時睦男議員登壇)

○2番(目時睦男) 議案第6号 一部事務組合下北医療センター職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例について反対討論を行います。

討論内容については、先ほどの第5号議案の内容と同じでありますので、省略をさせていただきます。

たいと思います。

議員皆様方の賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（鎌田ちよ子） これで討論を終わります。

これより採決に入ります。

議案第6号につきましてはご異議がありますので、起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立者10人、起立しない者2人）

○議長（鎌田ちよ子） 起立多数であります。よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長（鎌田ちよ子） これで、本臨時会に付議された事件は全て議了いたしました。

よって、一部事務組合下北医療センター議会第23回臨時会を閉会いたします。

閉会 午後 3時13分

署 名

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

一部事務組合下北医療センター議会議長 鎌 田 ち よ 子

一部事務組合下北医療センター議会議員 目 時 睦 男

一部事務組合下北医療センター議会議員 吉 田 光 男